受験申込書

　令和７年度　練馬区会計年度任用職員（青少年育成地区指導員）採用選考　受験申込書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受験  番号 | ※ | | | 写　真  縦４㎝×横３cm  ・上半身脱帽正面  ・最近３か月以内に  　撮影したもの  ・裏面に氏名記入 | | |
| ふりがな |  | | |  | | |
| 氏名 | (姓) | | | (名) | | |
| 生年月日 | 昭和・平成　　年月日生　　　満　　　歳(記入日現在) | | | | | |
| 現住所 | **〒**  電話番号〔自宅〕　　　　（）　　　　　〔携帯〕　　　　（　　　　） | | | | | | |
| 郵送先  連絡先 | □　現住所と同じ（※現住所と同じ場合はチェックのみ）  **〒**  電話番号　　　　（） | | | | | | |
| 最終  学歴 | 学校名 | | 学部・学科名 | | | 卒業状況 | |
|  | |  | | | 年　　　月  卒業・卒業見込 | |
| 職歴 |  | 勤務先（部・課まで） | 就業形態 | | | 在職期間 | |
| 1 | (直近のものから記入) | 正規・非常勤・臨時・派遣・  その他（　　　　　　　　） | | | 年　　月から  　　年　　月まで | |
| 2 |  | 正規・非常勤・臨時・派遣・  その他（　　　　　　　　） | | | 年　　月から  　　年　　月まで | |
| 3 |  | 正規・非常勤・臨時・派遣・  その他（　　　　　　　　） | | | 年　　月から  　　年　　月まで | |
| 4 |  | 正規・非常勤・臨時・派遣・  その他（　　　　　　　　） | | | 年　　月から  　　年　　月まで | |
| 5 |  | 正規・非常勤・臨時・派遣・  その他（　　　　　　　　） | | | 年　　月から  　　年　　月まで | |
| 資格  免許 | 名称 | | 取得年月日 | | 取扱機関 | | |
|  | |  | |  | | |
|  | |  | |  | | |
|  | |  | |  | | |
| 志望動機 | | | | | | | |

|  |
| --- |
| 自己ＰＲ  （青少年育成活動に関する経験等） |
| 特記事項（本人希望等記入欄） |
| 【土日祝の勤務】※土日祝の勤務について可または不可を○で囲む |
| ●土曜日の勤務　　可　・　不可　　　　　　●日曜日の勤務　　可　・　不可  ●祝祭日の勤務　　可　・　不可 |
| 【パソコンスキル】 |
| ※該当する番号を○で囲む  １.　未経験・操作はあまりできない。  ２.　Wordで文書作成・保存ができ、Excelで作成した表に入力ができる。  ３.　Wordで表の作成・画像挿入・差し込み印刷ができ、Excelで簡単な計算やフィルター、並べ替えなどの操作ができる。  ４.　PowerPoint等で簡単なチラシ作成ができ、Excelで応用の関数（IF,VLOOKUP等）が使える。 |
| 「性的虐待」や「わいせつ行為」などにより、「禁錮刑以上の刑」に処せられたこと、または「懲戒処分」もしくは「分限処分」（他自治体や民間企業含む）を受けたことの有無について、いずれかにチェックをしてください。  □　な　　し　　　　　　　　□　あ　　り |
| 私は、練馬区会計年度任用職員（青少年育成地区指導員）の採用選考に申し込みます。  なお、私は地方公務員法等で選考を受けることができないとされる者に該当していません。  　また、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。  　　令和６年　　　　月　　　　日　　　　氏名（自署）： |

|  |
| --- |
| 〇地方公務員法  (欠格条項)  第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。  一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者  三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者  四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  ※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。 |

練馬区教育委員会事務局こども家庭部青少年課